

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

神戸市の人口は、戦後、周辺地域の編入やニュータウン開発などにより増加を続けていたが、平成7年の阪神・淡路大震災により戦後初めて人口減となった。平成16年に震災前水準の152万人に回復したが、全国的な人口減少の影響は神戸市にも及び、平成22年の154.4万人をピークに減少傾向が続いている。

神戸市の事業所数は、平成28年時点で約6.6万であり、そのうち中小企業は98.7%を占めている。事業所数を産業構成別にみると、卸売・小売業が最も多く全体の25.7%、次いで宿泊・飲食サービス業17.5%、医療・福祉9.1%となっている。製造業については、事業所数の構成割合は5.8%であるが、従業員数でみると、卸売・小売業15.7万人、医療・福祉10.2万人に次ぐ8.3万人と全体の11.4%を占めており、造船・鉄鋼をはじめとした神戸のものづくり分野を高い技術で支えてきた中小企業が集積している。

人口減少とりわけ生産年齢人口の減少については、全国的な課題となっているが、神戸市では、特に若年層の転出超過が顕著であり、他の政令指定都市と比較しても、生産年齢人口の減少幅が大きい。その中で、市内中小企業の経営課題には、「人手不足」が常に最上位に挙げられる深刻な状況にある。今後さらに、生産年齢人口の減少による働き手不足が進むことが想定される中で、市内中小企業が事業を継続していくためには、設備の老朽化、低労働生産性等の課題を持つ市内事業者へ設備投資を促し、労働生産性の向上を図ることが必要不可欠である。

(2) 目標

本計画の策定により、市内事業所の約99%を占める中小企業の先端設備導入を促進し、労働生産性の向上、経営基盤の強化を図ることで、神戸経済の発展をめざす。

これを実現するため、計画期間中に先端設備等導入計画を300件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内には幅広い事業を行う中小企業が存在し、生産性を高める手法はそれぞれ異なることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

神戸市の産業立地は、臨海エリア、山間部、市街地と広域に分布しており、市内の中小企業が広く生産性向上を図ることを促す観点から、本計画の対象区域は、神戸市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

神戸市の産業分野は、製造業、卸売・小売業、サービス業、農水産業と多岐に渡り、多様な業種が市域の経済、雇用を支えている。これらのあらゆる分野において事業者の生産性向上を実現する必要があると考えるため、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業は、すべて対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるが、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

